

## Ⅱ.自己申告制度の利用

### 1.自己申告制度の概要

## Ⅱ. 自己申告制度の利用

### 1. 自己申告制度の概要

#### (1) 概要

自己申告制度においては、従来の第三者証明制度における輸出国の発給機関が発給する原産地証明書の輸入国税関に対する提出に代え、貨物の輸入者、輸出者又は生産者の有する情報に基づいて自ら作成した、当該貨物が協定上の原産品である旨を明記した書面（原産品申告書）及び当該貨物が原産品であることを明らかにする書類の提出により、EPA 税率の適用を求めることができます。

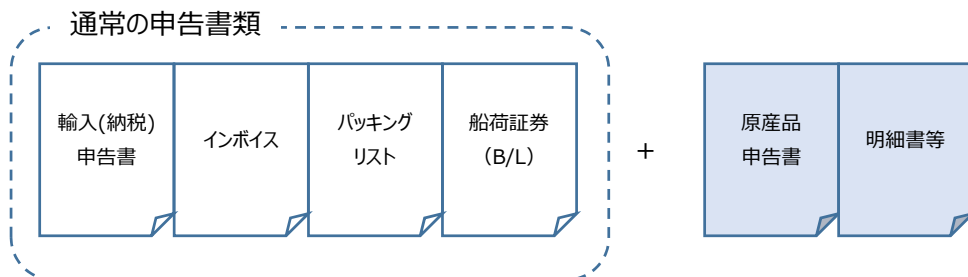
#### 【事前教示制度の利用について】

とりわけ自己申告制度の下においては、予見可能性を向上させ、迅速な通関を確保する観点から、事前教示制度の利用が有効です。事前教示制度とは、輸入者等からの照会に基づき、輸入を予定している貨物の原産性について、税関が事前に審査し、その回答を文書により受け取ることができる制度です。本制度を利用し、原産品である旨の回答を得た場合には、輸入申告時に当該回答書の番号を輸入（納税）申告書に記載することにより、原産品であることを明らかにする書類の提出を原則省略することができます。また、当該回答書の内容は、発出後3年間、法令等の改正により取扱いが変わった場合等を除き、輸入申告時の審査の際に尊重されます。

#### (2) 日本での輸入申告の方法

##### ① 提出書類

EPA 税率の適用を求める場合には、通常の輸入申告書類に加え、原則として、原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類（原産品申告明細書及び当該明細書に記載された説明内容を確認できる書類（契約書、価格表、総部品表、製造工程表等）。以下「明細書等」という。）の提出が必要となります。



なお、以下のような場合には、明細書等の提出を省略することができます。

イ. 文書による事前教示を取得しているときであって、輸入（納税）申告書に取得した事前教示登録番号を記載している場合

ロ. 締約国内で完全に得られる又は生産される一次産品であって、インボイス等の通関関係書類によって完全に得られた、又は生産された産品であることが確認できる場合

※例えば、インボイス、パッキングリストその他の書類に記載された製造者名、国名、商標等の表示、原産地の表示（Made in XXXX や Product of XXXX 等）等を総合的に勘案し確認できる場合。なお、明細書等の添付を省略する場合には、輸入（納税）申告書の添付書類欄又は記事欄に「EPA WO」と記載してください。

ハ. 課税価格の総額が 20 万円以下の場合（原産品申告書の提出も省略可）

#### ②留意事項

原産品申告書の作成者は、輸入貨物について協定上の原産品であることに係る情報を保有していることが前提となり、税関の求めに応じ、その原産性を説明できることが必要となります。例えば、上記①ロの場合で、かつ、作成者が輸入者の場合、当該輸入者は締約国で完全に得られる、又は生産されるものとして協定に定める基準を満たす情報を保有し、税関の求めに応じ、説明する必要があります。

この点は、上記①において原則的な取扱いを行う場合、明細書等を省略できる場合のいずれにおいても該当するものですので、御留意ください。

### （３）原産品申告書の作成方法

原産品申告書とは、産品が協定上の原産品である旨を明記した書類であり、従来の第三者証明制度における輸出国の発給機関が発給する原産地証明書に代わるものです。日豪 EPA、TPP11（CPTPP）及び日 EU・EPA においては、当該産品が協定上の原産品であることを示す輸入者、輸出者又は生産者が有する情報に基づき、輸入者、輸出者又は生産者が作成します。

各協定における必要となる記載事項等については、それぞれ異なることから、詳細については、協定毎に後述することとします。

### （４）原産品であることを明らかにする書類（明細書等）の作成方法

#### ①原産品申告明細書の作成者等

原産品申告明細書とは、価格表、総部品表、製造工程表等の書類に基づき、原産品申告書に記載された産品が協定上の原産品であることを説明するための様式であり、原則として輸入者又は輸入者により原産品申告明細書の作成について委託を受けた者が作成します。

#### ②原産品申告明細書の記載要領

原産品申告明細書においては、仕入書の番号及び日付、原産品申告書における産品の番号、産品の関税分類番号、適用する原産性の基準、適用する原産性の基準を

満たすことの説明、当該説明に係る証拠書類の保有者等を記載するほか、明細書の作成者の情報を記載するとともに、当該作成者の印又は署名が必要となります。

説明欄には、以下のような事実を記載していただく必要があります。

イ.完全生産品の場合

締約国において完全に得られた、又は生産された製品であることを確認できる事実。

ロ.原産材料のみから生産された製品の場合

すべての一次材料（製品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が各協定に基づく原産材料となっていることが確認できる事実。

ハ.実質的変更基準を満たす製品の場合

（イ）関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税分類番号と製品の関税分類番号との間に特定の関税分類番号の変更があることが確認できる事実。

（ロ）付加価値基準を適用する場合

各協定に定める計算式によって、一定の価値が付加されていることが確認できる事実。

（ハ）加工工程基準を適用する場合

特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる事実。

ニ.その他の原産性の基準を適用する場合

各協定に規定するその他の原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実。

③原産品申告明細書に添付する書類

原産品申告明細書には、当該明細書に記載された製品が原産品であることを確認できる書類（契約書、価格表、総部品表、製造工程表等）を添付していただくことが必要となります。例えば、上記②イ～ニで記載した事実を確認できる以下のような書類が考えられます。

イ.完全生産品の場合

契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

ロ.原産材料のみから生産された製品の場合

契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等

ハ.実質的変更基準を満たす製品の場合

（イ）関税分類変更基準を適用する場合

総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

（ロ）付加価値基準を適用する場合

製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格

表等

(ハ) 加工工程基準を適用する場合

契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

二. その他の原産性の基準を適用する場合

原材料の締約国原産地証明書等、製造原価計算書、その他輸入しようとする  
産品が協定に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる  
事実を記載した資料

④ 様式及び使用言語

原産品申告明細書の作成にあたっては、原則として、税関様式 C 第 5293 号を使用し、日本語により作成します。なお、原産品申告明細書に代えて、原産品申告明細書の記載事項を含むその他の書面による提出も認められます。

## 原 産 品 申 告 明 細 書

( オーストラリア協定、TPP11 協定、EU 協定)

いずれか 1 つに必ず  
チェックを付す。

1. 仕入書の番号及び日付 (原則として日本への輸入通関に用いられるインボイスの番号・日付。)	
2. 原産品申告書における製品の番号 (該当する原産品申告書の製品の概要欄の番号を記載。なお、概要欄 1 欄毎に明細書を作成。)	3. 製品の関税分類番号 (製品の関税分類番号を 6 桁レベルで記載。)
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO 又は A <input type="checkbox"/> PE 又は B <input type="checkbox"/> PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること) <input type="checkbox"/> CTC 又は 1・ <input type="checkbox"/> VA 又は 2・ <input type="checkbox"/> SP 又は 3・ <input type="checkbox"/> DMI 又は E・ <input type="checkbox"/> ACU 又は D	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     産品に適用する原産性の基準について、WO 又は A、PE 又は B、PSR 又は C、のいずれか 1 つに必ずチェックを付す。                      なお、PSR 又は C にチェックを付した場合には、CTC 又は 1 (関税分類変更基準)、VA 又は 2 (付加価値基準)、SP 又は 3 (加工工程基準) のいずれか 1 つに必ず、また必要に応じて DMI 又は E、ACU 又は D にチェックを付す。                 </div> <p style="margin-top: 10px;">( 4 欄でチェックを付した原産性の基準に応じて、以下のような事実を記載。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・WO: 締約国において完全に得られた、又は生産された産品であることを確認できる事実</li> <li>・PE: すべての一次材料 (産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。) が原産材料となっていることが確認できる事実</li> <li>・CTC: すべての非原産材料の関税分類番号と産品の関税分類番号との間に特定の関税分類番号の変更があることが確認できる事実</li> <li>・VA: 各協定に定める計算式によって、一定の価値が付加されていることが確認できる事実</li> <li>・SP: 特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる事実</li> <li>・その他の原産性の基準: 輸入しようとする産品が各協定に規定するその他の原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実</li> </ul>	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input type="checkbox"/> 輸入者	7. その他の特記事項 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     6 欄においてチェックを付した証拠書類の保有者と 8 欄の作成者の関係性が不明確な場合には、必要に応じて両者の関係性を記載する。                 </div>
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所  (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所)  作成      年      月      日	印又は署名  印又は署名  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     自署又は署名の 形状の印字。                 </div>

※WO 又は A: 完全生産品、PE 又は B: 原産材料のみから生産される産品、PSR 又は C: 実質の変更基準を満たす産品、CTC 又は 1: 関税分類変更基準、VA 又は 2: 付加価値基準、SP 又は 3: 加工工程基準、DMI 又は E: 僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D: 累積

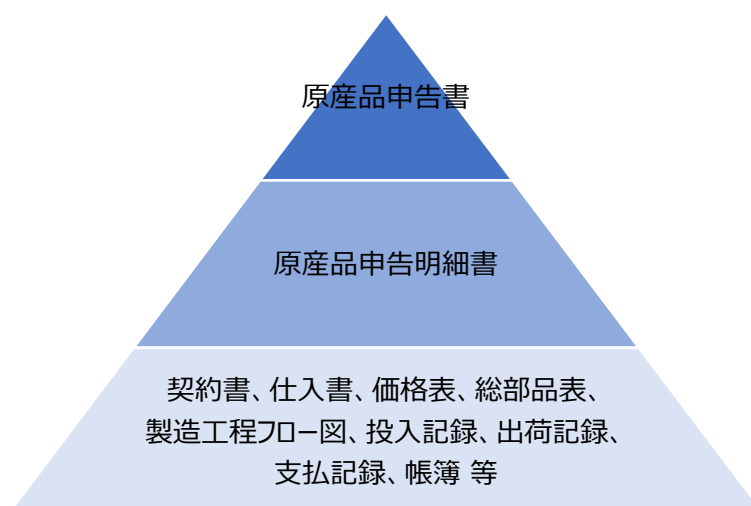
(規格 A 4)

#### (5) 書類の保存

輸入者は、原産品に関する書類を輸入の許可の日の翌日から 5 年間保存する必要があります。対象となる原産品に関する書類とは、原産品申告書のほか、申告内容に応じて輸入者自身が原産性を判断し、原産品申告書等を作成するに際して用いた契約書、仕入書、価格表、総部品表又は製造工程フロー図等となります。ただし、輸入申告の際に税関に提出した書類については、保存義務の対象とはなりません。

なお、輸入通関後の事後確認において日本税関から情報提供の要請等がなされることがあります。

#### 保存書類のイメージ（輸入者の場合）



原産品申告書又は誓約書を作成した輸出者又は生産者は、原産品に関する書類を日豪 EPA 及び TPP11（CPTPP）の場合には作成の日から 5 年間、日 EU・EPA の場合には作成の日から 4 年間保存する必要があります。対象となる原産品に関する書類とは、原産品申告書（写し）のほか、申告内容に応じて輸出者又は生産者自身が原産性を判断し、原産品申告書等を作成するに際して用いた契約書、仕入書、価格表、総部品表又は製造工程フロー図その他の原産品申告書の内容を確認するために必要な書類です。

なお、輸入通関後の事後確認において、輸入国税関から情報提供の要請等がなされることがあります。

保存書類のイメージ（原産品申告書等を作成した輸出者又は生産者の場合）

